

○国立大学法人埼玉大学教職員採用等規則

〔平成16年4月1日〕
規則第111号

改正 平成17. 8. 31 17規則10 平成17. 11. 1 17規則15
平成18. 4. 1 18規則2 平成19. 4. 1 19規則11
平成20. 3. 1 19規則97 平成20. 4. 1 20規則2
平成20. 8. 7 20規則84 平成27. 7. 23 27規則16
令和5. 9. 7 5規則29

(目的)

第1条 この規則は、国立大学法人埼玉大学教職員就業規則の規定に基づき、本学に勤務する教職員の採用、昇任及び出向に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(教職員の種別等)

第2条 教職員の種別は、教員及び職員とし、職種及び職名については、別表のとおりとする。

(教員の採用及び昇任)

第3条 大学教員の採用及び昇任の選考は、教育研究評議会の議を経て学長が定める基準により、教授会（教育機構、研究機構、情報メディア基盤センター、ダイバーシティ推進センター及び国際本部にあっては人事管理委員会をいう。）の議を経て学長が行う。

2 大学教員の採用及び昇任に関する事項について、別に定めるときは、それによる。

3 附属学校教員の採用及び昇任の選考は、教育学部が行う。

(職員の採用)

第4条 職員の採用は、競争試験により行う。ただし、次の各号の一に該当する職への採用は、選考により行う。

(1) 国の機関、他の国立大学法人又はこれに準ずる機関の職員をもって補充しようとする職

(2) その他競争試験によることが不相当であると学長が認める職

2 前項の競争試験は、「国立大学法人等職員採用試験」又は本学が独自に実施する試験によるものとする。

(任期付採用)

第5条 次の各号の一に該当する場合には、雇用の期間(以下「任期」という。)を定めて教職員を選考により採用することができる。

(1) 大学の教員等の任期に関する法律（平成9年法律第82号）第5条第1項の規定により、大学教員を採用するとき。

(2) 女性教職員が出産する場合並びに教職員が育児休業又は介護休業を申し出た

場合において、教職員の配置換その他の方法によって当該教職員の業務を処理することが困難であると認めるとき。

(3) 専門的な知識経験等が必要とされる業務に従事させるとき。

2 前項第1号の任期等は、国立大学法人埼玉大学教員の任期に関する規則の定めるところによる。

3 第1項第2号の任期は1年以内、第3号の任期は3年以内とし、任期を更新することができる。ただし、満65歳以上の者の採用及び任期更新は行わないものとする。

(選考の方法)

第6条 選考は、必要に応じ、経歴評定、面接試験及び筆記試験その他の方法により行う。

(出向期間)

第7条 学長が教職員に命じる他の国立大学法人等(以下「出向先」という。)への出向の期間は、原則として3年以内とする。ただし、業務上の都合等により、出向する教職員(以下「出向者」という。)の同意を得て出向期間を延長することができる。

(出向期間中の給与等)

第8条 出向者の給与は、本学の定めるところにより、本学が支給する。その他の労働条件については、出向先の定めるところによる。

2 前項の規定にかかわらず、必要がある場合は本学と出向先との協議により、出向者の給与その他の労働条件について別に定めることができる。

(復帰)

第9条 出向者が次の各号のいずれかに該当する場合には、本学へ復帰させるものとする。

(1) 出向期間が満了したとき

(2) 出向期間中に退職するとき

(3) 出向期間中に休職又は懲戒(戒告、減給を除く。)の事由が生じたとき

(4) その他本学が特に必要と認めたとき

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成17. 8. 31 17規則10)

この規程は、平成17年9月1日から施行する。

附 則 (平成17.11. 1 17規則15)

この規程は、平成17年11月1日から施行し、平成17年9月1日から適用する。

附 則（平成18. 4. 1 18規則2）

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成19. 4. 1 19規則11）

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20. 3. 1 19規則97）

この規則は、平成20年3月1日から施行する。

附 則（平成20. 4. 1 20規則2）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成20. 8. 7 20規則84）

この規則は、平成20年9月1日から施行する。

附 則（平成27. 7.23 27規則16）

この規則は、平成27年8月1日から施行する。

附 則（令和5. 9. 7 5規則29）

この規則は、令和5年9月7日から施行する。

【 教 員 】

職 種	職 名
大 学 教 員	教授、准教授、講師、助教
附属学校教員	副園長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、 教諭、養護教諭、栄養教諭

【 職 員 】

職 種	職 名
事 務 職 員 技 術 職 員	事務局長、部長、参事役、課長、室長、事務長、主幹、 課長代理(総括課長代理)、室長代理(総括室長代理)、 事務長代理(総括事務長代理)、 専門員、専門職員、係長、主任、 一般職員、図書職員、施設職員、総括技師、 主任技師、技師、専門技術員、技術員
技 能 職 員	調理師
医 療 職 員	栄養士、看護師

※ () 内の名称については、課長代理、室長代理又は事務長代理のうちから必要に応じて学長が別途命ずるものとする。